

保医医第109号

平成29年6月27日

関係大学の長様

京都市保健福祉局長

(担当 医療衛生推進室医務衛生課)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

平素より、本市保健福祉行政の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、平成29年6月14日付け薬生発0614第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添の通知がありましたので、送付いたします。

本通知では、最新の科学的知見及び薬事・食品衛生審議会の意見を踏まえ、毒物及び劇物の指定が下記のとおり見直されています。

つきましては、該当品目がある場合、適切な取扱いをお願いします。

（改正の概要）

1 毒物及び劇物指定令第1条及び第2条の改正

(1) 2-ターシャリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤を劇物指定

(2) 毒物指定されているセレン化合物及びこれを含有する製剤

ア 亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤を毒物から除外し、新たに劇物指定

イ さらに、容量1リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸0.000082%以下を含有するものを劇物からも除外

(3) 劇物指定からの除外

ア 焼結した硫化亜鉛（Ⅱ）

イ トリス（ジペンチルジチオカルバマト-κ²S, S'）アンチモン5%以下を含有する製剤

ウ 3-（6,6-ジメチルピシクロ[3.1.1]ヘプター-2-エン-2-イル）-2,2-ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

エ 3-メチル-5-フェニルペンター-2-エンニトリル及びこれを含有する製剤

オ 無水マレイン酸1.2%以下を含有する製剤

2 施行期日

平成29年7月1日

ただし、1(2)イ、1(3)については、平成29年6月14日から施行。

担当：京都市保健福祉局医療衛生推進室
医務衛生課 薬務担当

TEL：075-222-3430

FAX：075-213-2997

E-mail：eisei@city.kyoto.lg.jp

住所：〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る
柳八幡町65 京都朝日ビル6階

薬生発0614第1号
平成29年6月14日

各
〔都道府県知事〕
〔保健所設置市長〕 殿
〔特別区長〕

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成29年政令第160号。以下「改正政令」という。）が平成29年6月14日に公布されたので、下記の事項に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を劇物に指定した。

2-ターシャリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 88-18-6)

2 改正前の毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号。以下「指定令」という。）において、毒物として指定されていたセレン化合物及びこれを含有する製剤のうち、亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤を毒物から除外するとともに、新たに劇物に指定し、容量1リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸0.000082%以下を含有するものを劇物から除外した。

(CAS No. : 7783-00-8)

3 改正前の指定令において、劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外

した。

- (1) 無機亜鉛塩類のうち、焼結した硫化亜鉛 (II)
(CAS No. : 1314-98-3)
- (2) アンチモン化合物及びこれを含有する製剤のうち、トリス (ジペンチルジチオカルバマト $\kappa^2 S, S'$) アンチモン 5%以下を含有する製剤
(CAS No. : 15890-25-2)
- (3) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、3-(6,6-ジメチルピシクロ [3.1.1] ヘプター-2-エン-2-イル)-2,2-ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 2003244-43-5)
- (4) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、3-メチル-5-フェニルペインター-2-エニトリル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 93893-89-1)
- (5) 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤のうち、無水マレイン酸 1.2%以下を含有する製剤
(CAS No. : 108-31-6)

4 施行期日

平成29年7月1日から施行する。ただし、毒物から「容量1リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸0.000082%以下を含有するもの」を除外する改正及び第1の3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

- (1) 新たに劇物に指定した第1の1に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日 (平成29年7月1日) において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成29年9月30日までは、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号。以下「法」という。) 第3条 (禁止規定)、第7条 (毒物劇物取扱責任者) 及び第9条 (登録の変更) の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存するものについては、同年9月30日までは、法第12条 (毒物又は劇物の表示) 第1項 (法第22条第5項において準用する場合を含む。) 及び第2項の規定は適用しない。
- (2) 新たに毒物から除外し、劇物に指定した亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤 (容量1リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸0.000082%以下を含有するものを除く。) であつて、改正政令の施行日において、現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条 (毒物又は劇物の表示) 第1項 (第22条第5項において準用する場合を含む。) の規定による「医薬用外毒物」の表示がなされているものについては、平成29年9月30日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しない。

- (3) 改正政令の施行日前にした亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤（容量1リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸0.000082%以下を含有するものを除く。）に係る違反については、改正前の罰則を適用する。
- (4) 新たに劇物に指定した第1の1に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するものであるので、関係業者を適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については、別添1のとおりである。

また、今般、劇物に指定された物及び毒物又は劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりである。



○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 セレン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 亜セレン酸$\text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O}$八二%以下含有する製剤</p> <p>ロ 一ホ (略)</p> <p>十九 一三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七 (略)</p> <p>十七の二 ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤</p> <p>十八 セレン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 亜セレン酸ナトリウム$\text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O}$一%以下含有する製剤</p> <p>ロ 一ニ (略)</p> <p>十九 一三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 雷酸亜鉛</p>

(傍線の部分は改正部分)

ハ 焼結した硫化亜鉛(Ⅱ)

ニ (略)

一の二〜三 (略)

三の二 亜セレン酸 $O \cdot O \cdot O$ 八二%以下を含有する製剤。ただし、容

量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸 $O \cdot O \cdot O \cdot O$ 八二%以下を含有するものを除く。

四〜六 (略)

七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ〜ニ (略)

ホ トリス(ジペンチルジチオカルバマトール $R \cdot S \cdot S$)アンチモ

ン五%以下を含有する製剤

ヘ (略)

八〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (104) (略)

(105)

三 (六・六―ジメチルピシクロ「三・一・一」ヘプターニ
エン―ニール)―ニ・ニ―ジメチルプロパンニトリル及びこれ

(新設)

ハ 六水酸化錫₄亜鉛

一の二〜三 (略)

三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤
(新設)

四 アニリン塩類

四の二〜六 (略)

七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ〜ハ (略)

ニ 酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤
(新設)

ホ 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤

八〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (103) (略)

(104) ジメチルパラシアンフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

(新設)

を含有する製剤

(106) |
§
(略)

(107) |
§
(174) |
(略)

(175) |
三―メチル―五―フェニルペンタ―二―エンニトリル及びこれを含有する製剤

(176) |
§
(179) |
(略)

三十三―八十五の七 (略)

八十五の八 二―ターシヤリ―ブチルフェノール及びこれを含有する製剤

八十五の九 (略)

(105) |
N―(α・α―ジメチルベンジル)―二―シアノ―二―フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤

(106) |
§
(172) |
(略)

(173) |
(Z)―「五―「四―メチルフェニルホルホルオキシフェニルホルホルオキシイミノ」―五H―チオフェン―二―イリデン」―(二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(新設)

(174) |
二―メトキシエチル|| (RS)―二―(四―ト―ブチルフェニル)―二―シアノ―三―オキソ―三―(二―トリフルオロメチルフェニル)プロパノアート (別名シフルメトフェン) 及びこれを含有する製剤

(175) |
§
(177) |
(略)

三十三―八十五の六 (略)

八十五の七 二―セカンダリ―ブチルフェノール及びこれを含有する製剤

(新設)

八十五の八 二―ト―ブチル―五―(四―ト―ブチルベンジルチオ)

2

(略)

八十五の十〜八十五の十二 (略)

八十六〜九十八の二 (略)

九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水

マレイン酸一・二%以下を含有するものを除く。

九十八の四〜百九 (略)

劑

―四―クロロピリダジン―三(二H)―オン及びこれを含有する製

八十五の九〜八十五の十一 (略)

八十六〜九十八の二 (略)

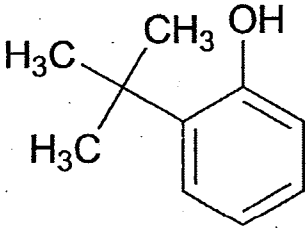
九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

2

(略)

九十八の四〜百九 (略)

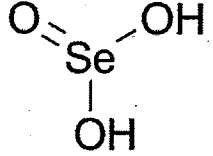
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-ターシャリーブチルフェノール	 <p>化学式 $C_{10}H_{14}O$ / $(CH_3)_3CC_6H_4OH$ 分子量 150.22 CAS No. 88-18-6</p>	原体及びこれを含有する製剤	(原体) 外観: 特徴的臭気のある無色～黄色の液体 沸点: 223°C 融点: -7°C 密度: 0.98 g/cm ³ (20°C) 相対蒸気密度: 5.2 (空気=1) 蒸気圧: 0.02 Pa (25°C) 溶解性: 水 2.3 g/L (20°C)、エタノール、エーテル、四塩化炭素に可溶。 引火点: 110°C (o.c.) 安定性・反応性 強酸化剤、強塩基と反応。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 789 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 705 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット 1.07 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ あり 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	樹脂、プラスチック、界面活性剤、香料及び農薬等の製造原料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物から劇物(0.0082%以下を含有する製剤)に指定し、劇物(容量1リットル以下の容器に収められたものであって、0.000082%以下を含有する製剤)から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤、容量1リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸0.000082%以下を含有する製剤	 <p>化学式 H₂SeO₃ 分子量 128.97 CAS No. 7783-00-8</p>	これを含有する製剤	(原体) 外観:白色結晶 沸点:知見なし 融点:70°C(分解) 密度:3.004 g/cm ³ (15°C) 蒸気圧:266 Pa(15°C) 溶解性:水及びエタノールに極めて溶けやすい。 pH:酸性 安定性・反応性: 安定。潮解性。 強熱されると有害な酸化セレン(IV)の煙霧を発生。	0.0082%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >50 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >200 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット >0.5 (ミスト) 0.000082%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >10,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット >10 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ なし 眼刺激性 ウサギ なし	生物実験用試薬(細胞培養用培地、細胞等)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

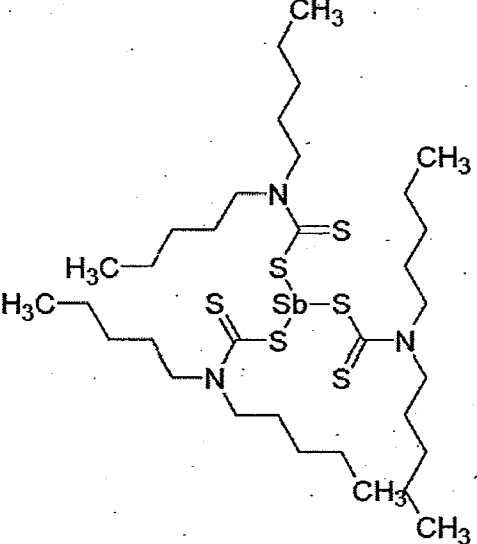
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
焼結した硫化亜鉛(Ⅱ)	<p style="text-align: center;">ZnS</p> <p style="text-align: center;">化学式 ZnS 分子量 97.45 CAS No. 1314-98-3</p>	原体	<p>(焼結した硫化亜鉛(Ⅱ)) 外観:乳白色～黄橙色の固体 沸点:1,180℃(昇華点) 融点:1,718℃(50atm の加圧環境下では昇華は生じず、1,718℃で固相から液相へと変化する融解を生じる。) 密度:4.08 g/cm³ 蒸気圧:知見なし 溶解性:水に不溶</p> <p>(硫化亜鉛(Ⅱ)) 安定性・反応性: 通常状態では安定な化合物であるが、高温の火災により分解あるいは酸化し、亜鉛蒸気、硫黄蒸気、酸化亜鉛及び硫黄酸化等を発生する可能性がある。 塩酸、硝酸、硫酸等の酸に溶解し、この際に硫化水素を発生する。</p>	<p>焼結した硫化亜鉛(Ⅱ): 急性経口毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット >2,000</p> <p>急性経皮毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット >1,000</p> <p>急性吸入毒性 LC₅₀(mg/L(4hr)) ラット >1.21 (ダスト)</p> <p>皮膚腐食性 ウサギ なし</p> <p>眼刺激性 ウサギ 軽度の刺激性</p>	遠赤外カメラ用 レンズ

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

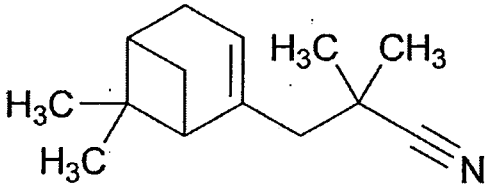
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>トリス(ジペンチルジチオカルバマト-κ²S, S')アンチモン5%以下を含有する製剤</p>	 <p>化学式 (C₁₁H₂₂NS₂)₃Sb / C₃₃H₆₆N₃S₆Sb 分子量 819.05 CAS No. 15890-25-2</p>	<p>これを含有する製剤</p>	<p>(原体) 性状: 固体 沸点: >300°C 融点: 知見なし 密度: 知見なし 蒸気圧: <1×10⁻¹⁰ mmHg 溶解性: 水 <0.0454 mg/L (20°C) 安定性・反応性: 知見なし</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット >2,000 急性経皮毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC₅₀(mg/L(4hr)) ラット 0.71 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ なし 眼刺激性 ウサギ 軽度の刺激性</p> <p>5%製剤: 急性経口毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット >2,000 急性経皮毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC₅₀(mg/L(4hr)) ラット 0.20 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ なし(軽度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ なし</p>	<p>高荷重用潤滑剤</p>

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

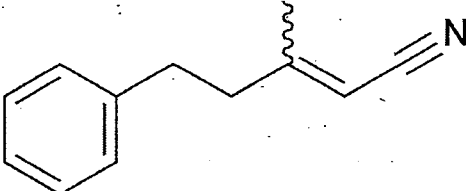
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>3-(6,6-ジメチルビシクロ[3.1.1]ヘプタ-2-エン-2-イル)-2,2-ジメチルプロパンニトリル</p>	 <p>化学式 C₁₄H₂₁N 分子量 203.32 CAS No. 2003244-43-5</p>	<p>原体及びこれを含有する製剤</p>	<p>(原体) 外観: 白色固体 沸点: 294.5℃ 融点: 38℃ 蒸気圧: 3.4 Pa (20℃) 溶解性: 水 8.38 mg/L</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC₅₀ (mg/L (4hr)) ラット >4.28 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ なし 眼刺激性 ウサギ 軽度の刺激性</p>	<p>香粧品用香料</p>

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。


劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
3-メチル-5-フェニル ペンタ-2-エンニトリル	 <p>化学式 C₁₂H₁₃N 分子量 171.24 CAS No. 93893-89-1</p>	原体及びこれを 含有する製剤	(原体) 外観: 無色～微黄色の透明 な液体 沸点: 230°C(1,013.0 mbar) 凝固点: <-30.0°C 密度: 0.977～0.981 D (20/4) 蒸気圧: 0.2 mbar (20°C)、 <1 kPa (50°C) 溶解性: 水に不溶 安定性・反応性: 常温で安定、通常使用で 反応性はない。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 500 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット 5.31 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ なし 眼刺激性 ウサギ 軽度の刺激性	石鹼、洗剤に使 用する香料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
無水マレイン酸1.2%以下 を含有する製剤	<div style="text-align: center;">  <p>化学式 C₄H₂O₃ 分子量 98.06 CAS No. 108-31-6</p> </div>	これを含有する製 剤	(原体) 外観: 刺激臭のある無色～ 白色の結晶 沸点: 202℃ 融点: 52.8℃ 密度: 1.48 g/cm ³ (25℃) 相対蒸気密度: 3.4 (空気=1) 蒸気圧: 25 Pa (25℃) 溶解性: 水と反応 (容易に加 分解されてマレイン 酸となる。)、アセト ン、酢酸エチル、ク ロロホルム、ベンゼ ンに可溶。 引火点: 102℃ (c.c.) 安定性・反応性: 水酸化アルカリ、アルカリ 金属、アミン、酸化剤と激 しく反応。 (1%懸濁液) pH: 3.1 (1.2%製剤) 安定性・反応性: 室温及び非遮光下で 21 日間安定。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 400～1,100 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 2,620 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット >1.1 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ あり 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷 1.2%製剤: 皮膚腐食性 ウサギ なし (軽度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ なし	農薬の安定化 剤

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

